

大都市行財政制度特別委員会
令和2年9月18日
政 策 局

調査・研究テーマ(社会経済情勢の 変化に対応する特別自治市のあり 方について)関連資料

令和2年9月18日
横浜市政策局

第30次地方制度調査会答申以降の本市の取組～答申で示された課題への対応～

横浜特別自治市大綱(H25.3)

★第30次地方制度調査会答申(H25.6)

特別市(仮称)を検討する意義

- 「二重行政」が完全解消
- 効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義
- 経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義

①住民代表機能を持つ区の必要性

②警察事務の分割による
広域犯罪対応への懸念

③全道府県税・市町村税を賦課徴収
することによる周辺自治体への影響等

横浜市議会基本条例(H26.4)

区づくり推進横浜市会議員会議運営要領改正(H25.8)

特別自治市制度における区のあり方(基本的方向性)(H27.6)

平成27年度 大都市行財政制度特別委員会 中間報告書(H28.4)

第2次 横浜市大都市自治研究会 答申(H28.10)

第3次 横浜市大都市自治研究会 中間報告(R2.3)

第3次 横浜市大都市自治研究会 答申(R2.12(予定))

I 横浜特別自治市大綱

「横浜特別自治市大綱」（平成25年3月）（抜粋）

1 横浜特別自治市制度の骨子

（1）特別自治市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。

特別自治市制度は、県を分割して県と同じ機能を持つ新しい県を作るのではなく、現在県が横浜市域において実施している事務と基礎自治体として横浜市が担っている事務を統合し、特別自治市が横浜市域内の行政サービスを一元的に担うことで、より効率的な行政や積極的な政策展開ができるようにするものとする。

事務の移譲、施設、職員等の移管に関しては、横浜市が特別自治市に移行する際に県と協議をして定めるものとする。また、移行後においても必要に応じ、継続的に協議を行うものとする。

また、**地方制度調査会専門小委員会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」（平成24年12月）**（以下「地方制度調査会専門小委員会中間報告」という。）においては、新たな大都市制度である特別市（仮称）が警察事務を担うことについて、**組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念があるとしていることから、警察事務の扱いについては、引き続き検討を行うものとする。**

「横浜特別自治市大綱」（平成25年3月）（抜粋）

1 横浜特別自治市制度の骨子

（2）特別自治市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。

県内における県税額の市町村別構成比と人口の構成比についてみると、特別市制度が反対されていた頃の昭和25年度においては、横浜市に人口構成比以上の税収が集中していたことを確認できるが、平成22年度では税収の市町村別構成比と人口構成比はほぼ一致している。

また、全国市町村の財政力指数を都道府県別にみると、平成23年度、神奈川県は0.97で全国2位（1位は愛知県）となっており、全国市町村の平均である0.51と比べるとかなり高くなっている。さらに、横浜市を除いた県内32市町村中16市町村が横浜市よりも財政力指数が高い。

県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や県内市町村の財政力指数といったデータからは、少なくとも横浜市と神奈川県内の市町村の間では、「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。

一方で、地方制度調査会専門小委員会中間報告においては、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念があるとしている。**特別自治市においては、地方税の全てを賦課徴収することによって、都道府県内市町村に対する都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないことが必要であり、万一、支障が生じる場合は特別自治市と都道府県の間で個別に調整を行うこととする。**

「横浜特別自治市大綱」 (平成25年3月) (抜粋)

1 横浜特別自治市制度の骨子

(4) 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市－区の2層構造を基本とし、**現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化**する。

ア 特別自治市内部の自治構造

特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市(市域)全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整を行うことができ、**行政運営の効率性と住民自治を両立する、法人格を持たない区(行政区)**とする。

イ 区における住民自治の強化

横浜市においては、昭和14年にほぼ現在の市域が確定しており、横浜に愛着・誇りを感じている市民の割合も高い。その**強みである都市の一体性を保ち、都市全体として力を高めていくためには、区長は公選とせずに、適正な区政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要**であると考える。

諸外国の大都市の制度を参考に、**区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築するものとする。**

また、これとは別に、**地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、区政における住民の参画機会の仕組み(地域で活動する区民の視点で区政に参加する場)を設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。**

Ⅱ 第30次地方制度調査会答申

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」

において示された3つの課題

特別市(仮称)を検討する意義

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月)(抜粋)

(1) 特別市(仮称)を検討する意義

特別市(仮称)は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

①住民代表機能を持つ区の必要性

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月)(抜粋)

(2) 特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市（仮称）については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

②警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月)(抜粋)

(2) 特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市（仮称）については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

③ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる 周辺自治体への影響等

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月)(抜粋)

(2) 特別市(仮称)についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市(仮称)については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

特別市(仮称)は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

Ⅲ 第30次地方制度調査会答申で示された課題への対応

① 住民代表機能を持つ区の必要性

「横浜市議会基本条例」 (抜粋) (平成26年4月1日施行)

(基本理念)

第2条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定（以下「政策立案等」という。）に係る機能を有する機関として、**市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。**

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市の政策形成に係る調査研究、立案及び提言並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) **各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること。**

(区行政との関わり)

第22条 議会は、区ごとに、当該区において選出された議員により構成される区づくり推進横浜市会議員会議を設置する。

- 2 **区づくり推進横浜市会議員会議は、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業について協議するものとする。**
- 3 **常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。**
- 4 **議会は、必要があると認めるときは、区行政について具体的かつ個別的に検討する場を設置するものとする。**

「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領」

平成6年5月25日制定
平成25年8月9日改正

1 目的

本市における個性ある区づくり推進費等について協議するため、各区に区づくり推進横浜市会議員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 招集

会議は、市会議長が招集する。

3 構成

会議は、**当該区選出の市会議員をもって構成し、互選による座長を置く。**

4 協議事項

個性ある区づくり推進費に関して協議する。また、**区の主要事業（区内において局が行う事業及び区配事業を含む）**に関して必要に応じ協議する。

5 説明員

区長及び区局関係職員とする。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 個性ある区づくり推進費の**翌年度予算案**に関して、**予算特別委員会の審査日程を考慮して開催**する。
- (2) 個性ある区づくり推進費の**当該年度執行計画等**に関して、**6月頃開催**する。
- (3) 個性ある区づくり推進費の**前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方**に関して、**決算特別委員会の審査日程を考慮して開催**する。
- (4) **局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業**に関しては、**上記開催時に必要に応じて適宜協議**する。

7 事務等

- (1) 会議の事務は区長が行い、会議の概要を記載した議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議の日時、場所、出席者、議題及び発言の要旨を記載する。
- (3) 座長は、議事録を議長に提出する。提出された議事録は、議長において、これを公開する。

『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）』 （平成27年6月発表）（抜粋）①

3 「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）

（1）区の基本的な役割・区の事務権限の方向性

ア 行政区の強みである区局連携を最大限生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。

イ 「市民に最も身近な総合行政機関」として、また「地域協働の総合支援拠点」として、区の役割を拡充する。

○県と市のすべての事務を処理するため、局から区へ事務権限を移譲し、事務権限に応じて予算を拡充

○自助・共助など地域の自立的な取組を支え、協働を推進する区の体制を整備

ウ 県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をする。

（2）区長の権限・位置付けの方向性

ア 区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化を検討する。

○区における総合行政を推進するため、区長の総合調整権限や、区局連携に関する機能の強化が必要

イ 特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更を検討する

○区長権限の強化が想定されることから、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み等を構築

『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）』 （平成27年6月発表）（抜粋）②

（3）住民自治強化の方向性

- 大都市横浜の一体性や区局連携による効果的かつきめ細かな大都市行政を特別自治市でも生かすため、**特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、法人格を持たない区（行政区）とする。**
- **これまでの横浜市における様々な取組（市民の自主的な地域活動、様々な広聴手段、区役所の機能強化等）を生かしながら、住民自治を制度的に強化する。**

仕組み① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充

仕組み② 区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置

仕組み③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築

（4）特別自治市制度における区のあり方の取組方針

特別自治市制度の区においては、「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組や区政への住民参画」、「市会議員による区政の民主的チェック」という3つの取組を「三位一体」で行う必要がある。

「平成27年度大都市行財政制度特別委員会中間報告書」

(平成28年4月) (抜粋) ①

まとめ

1 区役所の基本的な役割・機能について

本市の区役所のあり方としては、**より一層の区役所の機能強化を図っていく必要がある**ことから、区役所の基本的な役割・機能については次の点で整理すべきである。

- ① **住民に最も身近な総合行政機関として、区民生活に密着した行政サービスを迅速かつ的確に提供すること**
- ② **地域の特性に応じた区行政を推進すること**
- ③ **地域協働を総合的に支援すること**

また、**区長の位置づけについては、公選職ではない前提のもと、市長の指揮監督を受け、条例・規則等に基づく分掌事務を掌理することを基本に整理すべきである。**

「平成27年度大都市行財政制度特別委員会中間報告書」

(平成28年4月) (抜粋) ②

2 住民自治の強化について

区役所が把握した課題やニーズについては、区が自ら完結できないものもあるため、区と局が連携して、市として一体的に対応し、総合力を発揮していくための方策を充実させていくことが必要であることから、区長が局長や市長・副市長に対して提案や意見を述べる機会や、地域の課題をこれまで以上に解決していくことができるような仕組みを確立することが必要である。

また、区行政の推進に当たっては、区役所の分掌事務や事務権限をどのようにしていくかという課題だけでなく、二元代表制を踏まえ、その事務権限等の内容に応じて区選出の市議員による民主的なチェック機能を高めるなど、住民自治の強化を進めていくことが必要である。

議会基本条例において規定している区づくり推進横浜市議員会議のあり方を含め、議会側として、区におけるガバナンスについて、検討していく必要がある。

3 総合区制度について

区の事務所が分掌する事務を定める条例を制定する平成28年4月のタイミングで性急に結論を出すのではなく、総合区制度については、引き続き、議論を継続すべきである。

「第2次横浜市大都市自治研究会答申」 (平成28年10月) (抜粋)

1 特別自治市制度について

(2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題

ア 住民代表機能を持つ区の必要性

- 特別自治市では、区における意思決定機能の拡充が不可欠であり、横浜市が先駆的に運用してきた仕組みを進化させ、**区行政を民主的にチェックする仕組みを設置**するべきである。
- 大都市経営を一体的に行う観点から、**区長の位置付けは、公選ではなく、議会の同意を得て市長が選任する特別職**とすることが望ましい。
- 今後、区長の権限、議会機能のあり方、住民参画などの仕組みについて、さらに具体的な制度設計を行う必要がある。**特別自治市制度の実現を見据え、現行制度においても、総合区制度も含め、区のあり方を継続的に検討**する必要がある。

4 論点整理の方向性

(5) 大都市内の自治構造

- 行政のデジタル化により、地域でのアナログなコミュニケーション強化に人員を割くことが可能となる。今後、**行政のデジタル化が進み、各種行政手続等の窓口としての区役所の機能（地域総合行政機関としての機能）が大きく変化する可能性がある中で、区役所の機能をどう位置付けるか考える必要がある。**
- 担い手不足が進む地域におけるコミュニティ組織の再編やこれに伴う**市役所・区役所のあり方（役割・機能）との関係等も整理する必要がある。**
- **住民自治強化の視点からは、区民の意見や区レベルの市会議員の意見を聴取し市行政・区行政に反映させることが必要である。**さらに、区のあり方について、行政面での総合行政のあり方に加え、区づくり推進横浜市議員会議の実績等も踏まえ、**住民自治を進めていく上でのあり方を示していく必要がある。**
- 地方自治法の一部改正により創設された総合区制度は、現行の指定都市制度を前提に大都市における都市内分権を進める手段の一つとして示されたものである。指定都市が行政区への分権を進めていく手段として有益な一方で、現行制度の中で区の機能強化をトップランナーとして進めてきた横浜市においては、**特別自治市の創設を目指す中で、現行制度で具体的にどのような権限を区長に与えるべきか、また、総合区を導入した場合の影響や議会による行政区の組織運営・予算執行のチェックをどのように考えるかなど、十分な議論が必要である。**
- **特別自治市の実現を見据え、区のあり方については、総合区制度も含め引き続き検討を進めていくことが必要である。**

②警察事務の分割による広域犯罪 対応への懸念

「第2次横浜市大都市自治研究会答申」 (平成28年10月) (抜粋)

1 特別自治市制度について

(2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題

イ 警察事務の分割による広域犯罪対応

- 地域防犯対策、交通関連事務、消費者被害対策などは、**特別自治市がより主体的に担うことにより効率的・総合的な対応が可能となり、行政サービスが向上する効果**が高い。具体的な制度設計にあたっては、現在の都道府県警察に移行した経過や、地方自治法施行令により公安委員会が行政委員会の共同設置の例外になっていることを踏まえた検討も必要である。
- 現在の県警察の分割を前提としない制度設計とすれば、広域犯罪対応における懸念は解消**できる。

「第3次横浜市大都市自治研究会中間報告」（令和2年3月）（抜粋）

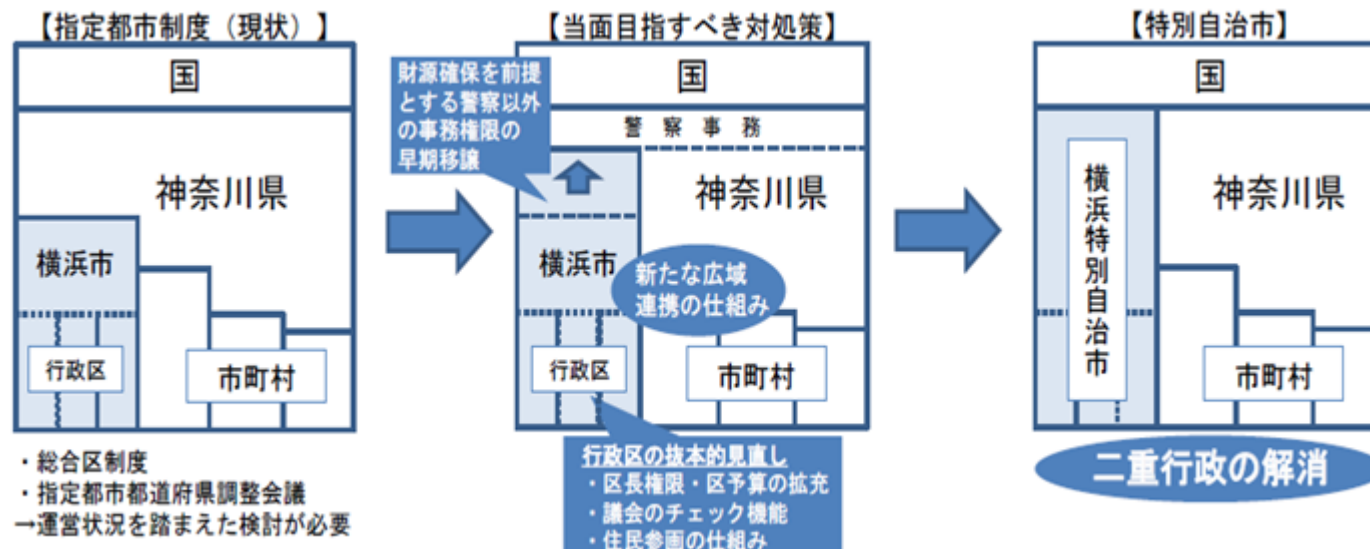
4 論点整理の方向性

（6）特別自治市制度の早期実現に向けて

ウ 国の動向も踏まえた特別自治市制度早期実現に向けた対処策

- 広域犯罪対応における懸念を解消するため、当面の間は、警察事務は県に包括される形として、現在の県警察の分割を前提としない制度設計も考えられる。
- 財源確保を前提に、警察事務以外の県の事務権限の市への移譲を早期に進めていく必要がある。

横浜市が目指す大都市制度の姿



③全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等

「第2次横浜市大都市自治研究会答申」 (平成28年10月) (抜粋)

1 特別自治市制度について

(2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題

ウ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響

- 県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や、県内市町村の財政力指数からは、神奈川県内には税源の地域的な偏在性はなく、横浜市だけが財政的に突出していないため、横浜市が特別自治市になることで、県内の横浜市以外の地域の利益が損なわれる状態とは言えない。
- 今後、**県内市町村に対する神奈川県**の行政サービスの提供に影響を及ぼさない**詳細な制度設計が必要**である。さらなる分析を行った上で、神奈川県と協議していくことが望ましい。
- 特別自治市において著しく歳入が超過する状況が恒常的に見込まれる場合には、横浜市と神奈川県の間で交付金などによる調整を行うことで、近隣自治体への影響を回避することが可能である。

4 論点整理の方向性

(3) 広域連携

- 8市連携のような、三大都市圏における基礎自治体間の広域連携の取組事例は、第30次地方制度調査会が特別自治市の課題として指摘した「すべての道府県税、市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響」の課題解決にもつながり得る。
- 8市連携が現在取り組んでいる観光振興や図書館の相互利用といった連携だけでなく、災害時の広域避難、がけ対策、感染症対策などの広範囲に及ぶ課題についても、横浜市が中心となって近隣自治体と連携し、取り組むべきである。また、このような広域連携による行政課題の解決にあたっては、地方自治法に基づく広域連携の仕組み（普通地方公共団体相互間の協力）などを積極的に活用していくことも考えられる。
- 2020（令和2）年度から、総務省が新たなスキームとして「技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化」の実施を打ち出したが、今後予想される自治体職員の人材不足に対しては、横浜市が中心となって近隣自治体を支援できるよう積極的に検討すべきである。
- 三大都市圏においても中長期的な行政課題を見据え、近隣自治体間の広域的な連携による課題解決に継続的に取り組むために、国からの財政面等の支援を含めた新たな制度を創設することも必要である。
- 広域連携を推進するにあたっては、受益と負担を担保する仕組みや連携のインセンティブとなる仕組みが必要である。
- 現在、第32次地方制度調査会でも調査・審議されているように、広域連携を前提に広域自治体からの事務権限と財源の移譲を受けていくことも考えられる。

IV 大阪の動向

令和2年8月28日(金)に大阪府議会で、9月3日(木)に大阪市議会で特別区設置協定書が賛成多数により承認されました。

11月1日に住民投票実施予定。

令和2年8月28日	大阪府議会で特別区設置協定書承認
9月3日	大阪市議会で特別区設置協定書承認
9月26日～10月10日	特別区設置協定書の住民説明会 (会場での説明会8回、オンラインによる説明会3回)
11月1日(予定)	住民投票(大阪市民対象) ※賛成多数の場合、令和7年1月1日に大阪市を廃止、 4つの特別区へ移行

V 今後の進め方

大阪府で都構想実現に向けた住民投票が実施されるなど、大都市の統治機構が大きく変わる可能性のあるこの機に、本市としての対処方針を整理し、特別自治市の実現に向けて取り組んでいきます。

令和2年11月 ～12月	第3次 横浜市大都市自治研究会(答申案審議) 大都市行財政制度特別委員会にて検討状況報告 第3次 横浜市大都市自治研究会答申
令和3年3月頃	本市としての対処方針の整理(横浜特別自治市大綱への追記も含め検討)

区の機能強化の取組

1 これまでの主な取組（区の機能強化の変遷）【参考資料 1】

本市では、「地域の総合行政機関」として、住民に身近な区役所が身近なサービスを幅広く提供できるよう、また、「地域協働の総合支援拠点」として、参加と協働による地域自治が進むよう、地域に寄り添い課題解決を進める地域支援の取組を強化してきました。

平成 6 年度	個性ある区づくり推進費の創設 地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応
平成13年度	福祉保健センターの設置 福祉・保健の相談からサービス提供まで一体的に対応
平成16年度	区役所への市立保育所の移管 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
平成17年度	区役所への土木事務所の編入 道路や公園分野のニーズに、より迅速にきめ細かく対応
平成19年度	健康危機管理機能の強化 18保健所から 1 保健所18保健所支所体制とし、健康危機管理機能を強化
平成21～ 22年度	地域力推進担当の設置 地域の課題が多様化・複雑化する中、区の総合的な地域支援機能を強化
平成27年度	横浜市区役所事務分掌条例の制定 都市内分権による住民自治拡充の必要性を踏まえた地方自治法の改正に伴い制定
平成28年度	区提案反映制度の創設 区だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して対応
平成31年度 令和元年度	個性ある区づくり推進費 自主企画事業費の改善 区がより自主性を発揮できるよう、自主企画事業費の総額を実質約 3 億円増額

2 横浜市区役所事務分掌条例

(1) 経緯・背景

平成 25 年度の第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、区役所が分掌する事務を条例で定める等の地方自治法の一部改正が行われ、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

【参考資料 2】

これを受け、大都市行財政制度特別委員会で指定都市の区に関する事項が検討され、平成 27 年 11 月 30 日にまとめられた報告書の内容を踏まえ、具体的な条例案について検討し、平成 28 年第 1 回市会定例会に議案を提出し、可決いただきました。

<横浜市区役所事務分掌条例施行までの流れ>

平成 25 年 3 月 横浜特別自治市大綱の策定

平成 26 年 5 月 地方自治法の一部を改正する法律の公布、公布に伴う総務大臣通知

平成 27 年 11 月 大都市行財政制度特別委員会

「指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書」

平成 28 年 2 月 横浜市区役所事務分掌条例の制定

平成 28 年 4 月 改正地方自治法の施行、横浜市区役所事務分掌条例の施行

(2) 条例の特徴【参考資料 3】

法が要請する区役所の事務分掌（第 3 条）に加え、行政区としてこれまでと同様に市民に寄り添う区役所の役割（第 2 条）を明示し、また区長の意見陳述等に関する事項（第 4 条）も明文化しました。

(3) 「区における総合行政の推進に関する規則」の制定

区における総合行政の推進の具体的な内容を規定するため、平成28年 3 月に制定しました。

<規則の主な内容>

- ・市の事務事業等に関する区局長の相互協力に関すること。
- ・区長が、市の事務事業等に関して、局長に対し必要な措置を講ずるよう要請することができるなどの区長の総合調整等に関すること。
- ・局長は、区長からの要請事項の実現に努めるものとするほか、区長の意見を市の事務事業に十分反映させるよう努めるものとするなどの局長の責務に関すること。

3 条例における区役所の役割を踏まえた取組

(1) 区局の連携・調整

区が把握した地域のニーズや課題等について、区が現場の視点から解決策を検討し、局における市としての予算化・制度化を提案する仕組みとして、「区提案反映制度」を創設しました（平成29年度予算編成から対象）。

<「区提案反映制度」の提案数、対応数、対応率等>

年度	提案数	対応数	対応率	参 考：主な提案（R 2 年度）
R 2 年度	205 案件	145 案件	70. 7%	・急増する在住外国人への対応 ：今後も増加が見込まれる在住外国人への対応を進めるため、区役所窓口への通訳・翻訳機器の拡充及び、国際交流ラウンジの機能強化等の実施
R 元年度	203 案件	152 案件	74. 9%	・閉校の早期利用に向けた役割分担と具体的な方針等の明確化 ：閉校の早期活用に向け、ガイドラインの改定を行い、各部署の役割分担や利用方針の明確化を推進

(2) 区の総合的な地域支援機能の強化

地域課題の多様化・複雑化が進む中、地域力推進担当や地区担当等で構成される「地域と向き合う体制」を全区に設置しています。地区担当が地域の会合や行事に出向いて把握した地域課題を、区役所内をはじめ、必要に応じて、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、関係局とも共有・連携しながら、課題解決の支援を行っています。

また、「地域支援業務に係るガイドライン」により、市としての地域支援の考え方や体制、区局職員のそれぞれの役割等を共有するとともに、職員のコーディネート力向上のための研修を行うなど、継続して人材育成を進めています。

引き続き、区役所が「地域協働の総合支援拠点」として、部署の垣根を越えて総合力を発揮できるよう、庁内や関係機関との連携を強化します。

横浜市における区の機能強化の主な変遷

資料1

昭和44年度

市民の利便性の向上

1 区長室の設置

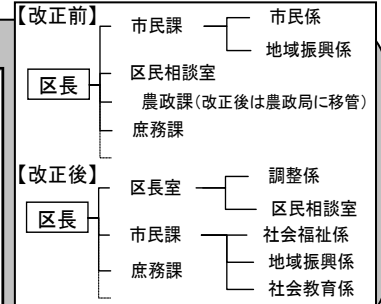
・区長権限の拡大、区が立案実施する事業の拡大及び局の事務所事業所との連絡調整強化のため、調整機能と企画機能の整備

2 市民課の再編・強化（社会福祉係、地域振興係、社会教育係の設置）

・市民サービス向上と地域の実態に応じた施策の実現

3 総合庁舎の計画的建設

・福祉事務所、保健所、消防署等を1箇所に集めた総合庁舎を計画的に建設



昭和52年度

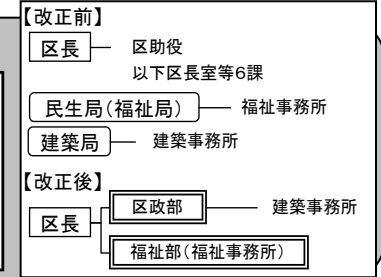
総合機関としての区役所の実現

1 区要望反映システム（区政重点課題解決のため区要望を局予算に反映）の導入

2 福祉事務所（部相当）と建築事務所（課相当）の編入（昭和52年6月10日）

・建築事務所は11年度に区役所から分離、市内4方面事務所に再編。18年度に「建築宅地指導センター」として統合。

3 区政部・福祉部の2部制（昭和52年6月10日）



昭和56年度

1 区の主体性、独自性を発揮できる企画調整機能の確保

・区政推進課の設置

昭和58年度

1 市民に身近な場所でのサービス提供

・行政サービスコーナー〈係相当〉の設置

平成6年度

地域の総合行政機関としての区役所の実現

1 「個性ある区づくり推進費」の創設

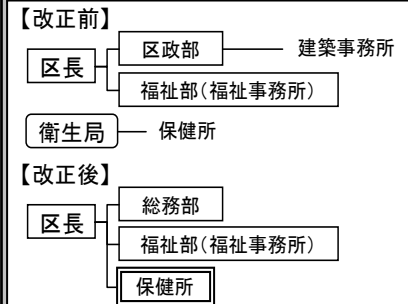
・各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に大幅に増額(自主企画分)
・局から区への配付予算を大括りにして区予算化。区長の裁量執行可(一般分)

2 区政部から総務部に

・経理等担当(係長)の設置(区内経理事務の統轄)
・区政推進課の強化・充実(情報提供、企画調整機能)
・地域振興課の設置(地域活動支援、自主的活動支援、区民利用施設の一元管理・運営)
・街の美化担当(課長・係長)の設置(環境事業局事務所長、担当係長兼務。不法投棄対策、リサイクル活動推進)

3 保健所(部相当)の編入(地域における福祉と保健の連携。平成6年7月1日。)

4 福祉保健サービス課、地域福祉課の設置(平成6年7月1日)



平成12年度

1 戸籍課の窓口改善

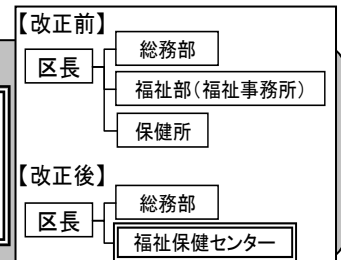
・戸籍課証明発行窓口の順次設置開始

平成13年度

福祉・保健の連携強化

1 福祉保健センターの設置(平成14年1月1日)

・福祉部(福祉事務所)と保健所の組織を統合し、高齢者、障害者、子ども等、対象者別に再編
・相談窓口機能の総合性を強化(サービス課総合相談窓口)
・総合的な企画立案を行う「事業企画係」を設置



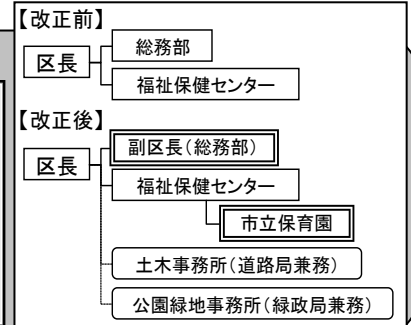
平成15年度

- 1 区政運営方針の策定と公表
- 2 区の重要事項を決定する「区づくり経営会議」の設置
- 3 学校支援・連携担当課長の設置

平成16年度

区への分権・新時代の区機能強化

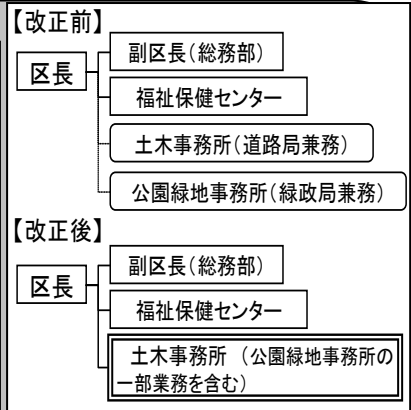
- 1 経営機能の強化
 - ・庁内公募による区長の登用
 - ・区長を補佐する「副区長」の設置(総務部長兼務)
 - ・区長による地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成実施
- 2 地域行政機能の拡大
 - ・「保育担当係長」の設置。市立保育所(121 か所)の福祉局から区への移管
 - ・まちの計画・支援・相談窓口の設置(身近なまちのルールづくりに関する業務の推進)
 - ・道路局「土木事務所」、緑政局「公園緑地事務所」の区役所兼務化



平成17年度

新時代の区の機能強化Ⅱ

- 1 区予算制度の改革
 - ・自律編成できる財源枠の拡大(18億円から27億円)
 - ・区局連携事業予算の創設(区が局に事業実施を要請して局に財源を提供できる制度(約1.6億円))
 - ・区への予算配付の改善(可能な限り局ごとにとりまとめ、年度当初に一括配付)
- 2 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の区移管
 - ・区役所への土木事務所編入。あわせて公園緑地事務所の一部業務の移管
- 3 市民サービスの向上
 - ・戸籍電算化準備開始、戸籍課証明発行窓口・税証明のワンストップ化の全区展開
 - ・行政サービスコーナーの機能拡充(証明書を即時発行できる時間帯を拡大)



平成18年度

- 1 放課後キッズクラブ事業、社会福祉法人型障害者地域活動ホームの運営事業等の局からの移管
- 2 各区の創意工夫により確保した特定財源の区の財源化、活用

平成19年度

市民主体の地域運営を支える区役所

- 1 戸籍・保険年金・サービス課の一部業務に関する土曜日開庁の全区展開
- 2 「地域ニーズ反映システムに係る政策調整部長会議」の設置
 - ・区からの提案に対し、全市的な視点で議論・調整する場の設置
- 3 課税課と納税課の組織統合による税務課の設置
- 4 健康危機管理機能の強化
 - ・18保健所から1保健所18保健所支所体制へ
- 5 危機管理体制の充実
 - ・安全管理担当部長、安全管理担当課長、危機管理担当係長の設置
- 6 魅力ある窓口づくりモデル事業の実施
 - ・快適な待合スペース等の実現。H19:2区、H20:4区
- 7 戦略企画官、戦略企画官補の設置
 - ・港南区戦略企画官専任配置、青葉区戦略企画官兼務配置。20年度に4区配置、21年度に6区に増員配置

平成20年度

1 区局連携事業予算の拡充

・約2,000万円から約3.8億円に増額

2 地域元気推進員の配置

・5区に配置。身近な地域・元気づくりモデル地区の取組への支援等。

3 戸籍(原本・附票)電算化

平成21年度

地域の多彩な活動を支える区役所

1 区の地域支援機能の強化(地域力推進担当の設置)

・市民主体による地域運営、協働による課題解決のため地域力向上を推進する「地域力推進担当」の総務部設置

2 福祉保健センターのサービス提供機能の強化

・健康危機管理体制の明確化(福祉保健課長及び生活衛生課長を「健康危機管理担当」に位置づけ)
 ・サービス課を「高齢・障害支援課」「子ども家庭支援課」「保護課」へ再編(相談からサービス提供までの一体化と課長の管理スパンの適正化)

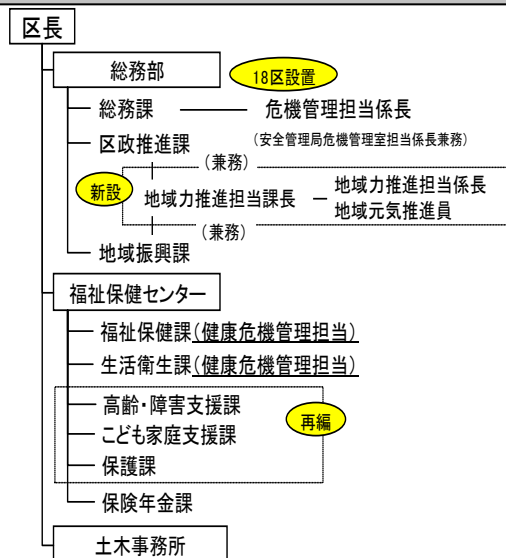
3 区政調整部長会議の設置

・「地域ニーズ反映システムに係る政策調整部長会議」の機能強化
 区政運営上の課題に関する全市的視点での議論・調整の場の設置

4 税務事務の集約化

・法人市民税の賦課事務の区から局への移管(7月)

5 税務課滞納整理担当と保険年金課収納担当の運営責任職の兼務



平成22年度

地域協働の総合支援拠点としての区役所

1 区の地域支援機能の強化

・地域力推進担当課長の専任配置(2区)、係長及び担当職員の全区配置(21年度:13区、22年度:5区)、
 地域元気推進員の全区配置(20年度:5区、21年度:5区、22年度:8区)
 ・事業企画担当係長の全区配置(21年度:13区、22年度:5区)

2 自主企画事業費の財源配分の見直し

・より区の特性を踏まえた配分となるよう、地域特性による配分割合を従来の10%から25%に増加し、新たな指標を導入(学齢前人口比率、高齢化率、外国人登録人口等)
 ・重点政策事業を、提案型でなく、区の自律編成予算とする

3 予算区分の見直し

・区配から区づくり推進費に統合した一般事業費について、区の裁量の有無という視点から検証し、性質に応じて、自主企画事業費と局予算に整理し、一般事業費の予算区分を廃止

4 歳入確保強化に向けた対応

・滞納整理業務に専念でき、より滞納整理が進むよう、保険年金課係長に滞納整理担当係長及び嘱託員をモデル的に配置(22~23年度、鶴見区、中区)

5 保育所待機児童の解消に向けた対応

・地域特性を踏まえ、区・局一体となった効果的な背景展開を目指し緊急保育対策重点区(8区)の区政推進課に担当係長を配置(子ども青少年局子育て支援課緊急保育対策担当係長兼務)

6 地域ニーズ反映システムの強化

・局の次年度予算編成前に、区が把握した重点課題に対応するための施策・事業提案を区長が市長・副市長に説明する場を設定

7 「柔軟な勤務時間の導入」試行実施

・職員のワークライフバランスの確保等のため、ずらし勤務を試行実施(4区2局(都市整備局、道路局))
 南区(総務課、区政推進課、地域振興課)、青葉区(区政推進課、地域振興課)
 栄区(区政推進課、地域振興課、高齢支援課)、泉区(区政推進課、地域振興課、福祉保健課)

8 電話会議の開催

・おもてなしによる行政サービスを進めていくため、市長と18区長との電話会議を開催

平成23年度

【区役所支援体制の強化】

1 区役所会議の機能強化 <<22年度「局再編成プロジェクト」による検討結果>>

- ・区役所の意向を局に反映させやすくするため、調整会議に諮る案件について、区役所会議に事前に諮ることを明確化
- ・区長会議の機能強化を図るため、22年度に設置された区長会プロジェクトを明文化

2 相談部署の明確化 <<22年度「局再編成プロジェクト」による検討結果>>

- 区役所の課ごとに、局側に窓口課を設置し、個別の業務上の繋がりだけでなく、相談先が不明なものについても相談を受けることで、区局間のより一層の連携を強化

3 区役所の体制強化

(1) 歳入確保強化に向けた対応

- 滞納整理業務に専念でき、より滞納整理が進むよう、保険年金課保険係に滞納整理担当係長及び職員または嘱託員を配置(5区)

(23年度～: 神奈川区、旭区、港北区(職員))(22～23年度(モデル実施): 鶴見区、中区(嘱託員))

(2) 保育所待機児童の解消に向けた対応

- 地域特性を踏まえ、区・局一体となった効果的な施策展開を目指し、区政推進課に担当係長配置

(こども青少年局子育て支援課緊急保育対策担当係長兼務)(22年度8区→23年度18区)

【地域支援体制の強化】

4 地域運営補助金の創設

- 地域が主体的・継続的に課題解決に取り組めるよう、団体間の連携を進め、地域活動を支援するための補助金制度を創設

平成24年度

1 元気な地域づくり推進事業の拡充

- 参加と協働による地域自治の支援を推進するために、地域の団体が連携した取組への補助・情報の提供やコーディネーターの派遣、人材発掘・育成などを区役所が企画し、総合的な地域支援を行えるよう、元気な地域づくり推進事業を拡充(平成23年度 3,300万円から約9,709万円に拡充)

2 区役所の体制強化

(1) 児童虐待対応

- 不適切養育や児童虐待等に対する体制を強化するため、保健師を配置(神奈川区、港南区、旭区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区)

(2) 保育所入所運営事務改善

- 入所事務の担当を福祉職から事務職に転換し、事務職員を応援配置するとともに、事務の一部を集約化(モデル実施 鶴見区(2名)、中区、南区、保土ヶ谷区、港北区(2名)、緑区)

(3) 保護課保護係の強化

- 生活保護受給世帯における中高生に対する支援等を行う保護課教育支援専門員の全区配置(平成24年4月1日現在の実配置: 神奈川区、南区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、戸塚区、瀬谷区)

平成25年度

1 区役所の体制強化

(1) 児童虐待対応

不適切養育や児童虐待等に対する体制を強化するため、H24年度に一部の区に配置した保健師を全区に配置 (H24年度:8区)

(2) 保育所入所運営事務改善

H24年度に一部の区でモデル的に実施した事務改善(福祉職から事務職への事務の転換や事務職員の応援配置、事務の集約化)を全区で実施 (H24年度:6区)

(3) 防災・減災対策の強化

自助・共助を中心とした防災・減災業務に重点的に取り組むことを明確化するため、「地域防災支援担当」を設置(総務課長、庶務係長、危機管理担当係長兼務)

また、より対策の緊急度合いが高い区に専任の地域防災支援担当係長と職員を配置

(係長・職員の配置:神奈川区、西区、中区、南区 / 職員のみ配置:鶴見区、磯子区、金沢区、港北区)

(4) 児童相談所業務の一部移管と体制強化

改正児童福祉法施行(H24.4)に基づき、児童相談所の在宅障害児・者に対する障害相談業務を区へ移管するとともに、全区に福祉職を配置

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

就労支援窓口「ジョブスポット」を開設し、生活保護受給者等への職業紹介を一体的に提供する就労支援の開始 (8区:鶴見区、中区、磯子区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)

3 税務事務の集約化

納税内部事務の区から局への移管

平成26年度

1 区役所の体制強化

(1) 保育所待機児童対策や子ども子育て関連3法に対する体制強化

保育所待機児童対策の継続や、平成27年に施行される子ども子育て支援新制度関連して、保育所入所事務等に対応するために、こども家庭支援課の事務職員と嘱託員を増員

(2) 防災・減災対策の強化

自助・共助を中心とした防災・減災業務に重点的に取り組むため、H25年度に4区に配置した「地域防災支援担当係長」を、新たに4区に配置(鶴見区、磯子区、金沢区、港北区)

(3) 地域支援機能の強化

区の特性に応じて、地域の様々な主体の連携による課題解決の場の充実に取り組むとともに、地域課題へのきめ細かな対応を進めるため、金沢区に地域力推進担当課長を、旭区に地域支援担当係長を配置(金沢区:工業団地等の地域支援、オープンデータの推進、旭区:高齢者等の多い市営ひかりが丘住宅への支援)

(4) 市立図書館等との連携強化

平成26年4月に施行された「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」の理念に則り、区役所と各区の図書館が連携し、市民の読書活動を推進するために、各区の地域振興課に図書館長等が兼務する読書活動推進担当課長を配置

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

「ジョブスポット」の開設(5区:神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、栄区)

平成27年度

1 区役所の体制強化

(1)「子ども・子育て支援新制度」への対応と乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援

留守家庭児童への対応を含めた学齢期対応の窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うため、地域振興課の学校支援・連携担当課長をこども家庭支援課に移管。あわせて放課後児童育成事業を移管し、新たに担当係長(教育委員会事務局 方面別学校教育事務所兼務)を配置

(2)「生活困窮者自立支援制度」への対応

- ・生活保護を主体とした支援にとどまらず、広い視点で生活困窮者を支援していくために、保護課及び係(保護運営係、保護係)の名称を、それぞれ「生活支援課」「事務係」「生活支援係」に変更
- ・地域と連携した支援を展開するためのネットワーク構築等に向け、区役所生活支援課と健康福祉局生活支援課を兼務する生活困窮者支援担当係長を新たに配置(3名で18区を分担)

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

「ジョブスポット」の開設(5区:西区、南区、港南区、金沢区、緑区)

平成28年度

1 「横浜市区役所事務分掌条例」及び「区における総合行政の推進に関する規則」の施行

区役所が分掌する事務を条例で定めるとともに、区役所の役割や区局の連携・調整機能等を明文化

2 区役所の体制強化

(1)地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・予防・生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築するために地域包括ケア推進担当係長を配置

(2)地域防災機能の強化

災害時の危機管理業務と日常的な地域防災活動をより一体的に進めるために、「危機管理担当係長」を「危機管理・地域防災担当係長」に名称変更し、全区に担当係長又は職員を増員

(3)生活困窮者自立支援の強化

「生活困窮者自立支援制度」の実施にあたり、地域とのネットワーク構築等を強化するために、区役所を兼務する健康福祉局の生活困窮者支援担当係長を増員(5名で18区を分担)

3 「区提案反映制度」の創設

「横浜市区役所事務分掌条例」施行に伴い、平成29年度予算編成より、区だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して取り組む仕組みとして、区から局へ予算や制度等を提案し、反映する、「区提案反映制度」を創設。(参考)平成28年度予算編成までは「地域ニーズ反映システム」として実施。

平成29年度

生活困窮者自立支援の強化

「生活困窮者自立支援制度」の実施にあたり、地域とのネットワーク構築等を強化するために、区役所を兼務する健康福祉局の生活困窮者支援担当係長を増員(6名で18区を分担)

平成30年度

こども家庭支援課体制の充実

児童虐待対応等の状況を踏まえ、こども家庭支援課体制の充実を図るため担当係長を5区に増員

平成31年度

区役所の体制強化

(1) こども家庭支援課体制の充実

児童虐待対応等の状況を踏まえ、こども家庭支援課体制の充実を図るため担当係長を3区に増員

(2) 地域防災機能の強化

災害時の危機管理業務と日常的な地域防災活動をより一体的に進めるために、「危機管理・地域防災担当係長」を4区に増員

令和2年度

こども家庭支援課体制の充実

児童虐待対応等の状況を踏まえ、こども家庭支援課体制の充実を図るため担当係長を2区に増員

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする

（第252条の20第2項関係）

- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする

（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする

（第252条の21の2関係）

- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする

（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする

(第252条の2関係)

- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする

(第251条の3の2、第252条の2第7項関係)

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする

(第252条の16の2～第252条の16の4関係)

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する

(第260条の38、第260条の39関係)

5. 施行期日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日（平成28年4月1日）、2及び4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日（平成26年11月1日）

○横浜市区役所事務分掌条例

平成 28 年 2 月 25 日

条例第 2 号

横浜市区役所事務分掌条例をここに公布する。

横浜市区役所事務分掌条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和 34 年 3 月横浜市条例第 1 号)第 3 条に規定する区の事務所(以下「区役所」という。)の役割を明らかにするとともに、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 20 第 2 項の規定に基づく区役所の事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。

(区役所の役割)

第 2 条 区役所は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 住民に身近な行政サービスを提供すること。
- (2) 区の地域における協働を総合的に支援すること。
- (3) 区の地域における課題及び要望を把握し、並びに市政に関する情報を提供すること。
- (4) 区の地域の特性に応じた行政運営を推進すること。
- (5) 区の区域内において横浜市が行う事務事業について必要な総合調整を行い、区における総合行政の推進を図ること。

(区役所の事務分掌)

第 3 条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項
- (2) 区における地域の振興に関する事項
- (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項
- (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項
- (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項

2 区役所の組織の事務分掌については、規則で定める。

(区長の意見陳述等)

第 4 条 区長は、当該区の地域における課題を解決し、又は要望に対応するため必要があると認めるときは、関係する局長(横浜市事務分掌条例(昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号)第 1 条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局並びに医療局病院経営本部の長並びに教育長をいう。)と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議に関し、必要と認めるものについて、区長が当該予算、制度等に関する意見を述べる機会を設けるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附帯意見

第30次地方制度調査会以降「総合区」という新たな区のあり方が示されるとともに、横浜市においては新たな大都市制度として「特別自治市」を目指している。また、区の地域の特性に応じた行政運営の推進においては、その進展に伴い区における意思決定の必要性なども生じてくる可能性もある。そこで、区のあり方については、国の動向や他の指定都市との連携なども踏まえ、今後も継続的に検討し、横浜市区役所事務分掌条例についても必要に応じて適宜見直しを図るよう特段の努力を払われたい。